①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに○）																		（２）（１）の補足 （小学校、中学校で内容が異なる場合は分けて記載）	
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について					＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期						
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
35	35	35	35	35	30	0	12	10	13	0	1	11	4	1	5	14	10	11	0	2	11	7	0	4	1	
山形県	山形市	教育委員会　学校教育課	023-641-1212	gakkyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp	http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kyoiku/sub3/gakushi/c4a44shugakuenjo.html			○						○		○						○				
山形県	米沢市	米沢市教育委員会　教育指導部学校教育課	0238-22-5111	gakkou-ka@city.yonezawa.lg.jp	http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkoukyouiku/syugakuenjoseido.htm				○							○					○					
山形県	鶴岡市	鶴岡市教育委員会学校教育課	0235-57-4865	gkyouiku@city.tsuruoka.yamagata.jp	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kyoiku/school-education/hojyo/gakko20150119.html		○					○				○					○					
山形県	酒田市	酒田市教育委員会　学校教育課学事係	0234-26-5776	gakkyo@city.sakata.lg.jp	http://www.city.sakata.lg.jp		○					○				○					○					
山形県	新庄市	教育委員会学校教育課	0233-22-2111	gakkou@city.shinjo.yamagata.jp	http://www.city.shinjo.yamagata.jp				○								○					○				
山形県	寒河江市	山形県寒河江市教育委員会学校教育課	0237-86-2111	kyouikuka@city.sagae.yamagata.jp	http://www.city.sagae.yamagata.jp/		○					○				○					○					
山形県	上山市	教育委員会学校教育課	023-672-1111（内線305）	gakkyou@city.kaminoyama.yamagata.jp	http://www.ekaminoyama.jp			○							○		○							○		
山形県	村山市	教育委員会　学校教育課	0237-55-2111	gakkoukyouiku@city.murayama.lg.jp	http://www.city.murayama.lg.jp/		○					○				○					○					
山形県	長井市	長井市教育委員会　学校教育課	0238-88-5767	gakukyou@city.nagai.lg.jp			○					○				○					○					
山形県	天童市	天童市教育委員会教育総務課	023-654-1111	kanri@city.tendo.yamagata.jp	http://www.city.tendo.yamagata.jp/		○					○				○				○						
山形県	東根市	教育委員会管理課	0237-42-1111	kyouiku@city.higashine.yamagata.jp	https://www.city.higashine.yamagata.jp			○					○				○					○				
山形県	尾花沢市	尾花沢市教育委員会こども教育課教育指導室	0237-22-1111	shidou@city.obanazawa.yamagata.jp	http://www.city.obanazawa.yamagata.jp/			○					○				○					○				
山形県	南陽市	南陽市教育委員会学校教育課	0238-40-3211	gakkyolg1@city.nanyo.lg.jp			○				○					○				○						
山形県	山辺町	山辺町教育委員会　教育課　総務係	023-667-1115	edyamabe@town.yamanobe.yamagata.jp	https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/			○					○				○					○				
山形県	中山町	中山町教育委員会教育課学校教育グループ	023-662-5484	kanri@town.nakayama.yamagata.jp					○									○								
山形県	河北町	教育委員会　学校教育課	0237-71-1136	kanri@town.kahoku.yamagata.jp	http://www.town.kahoku.yamagata.jp/		○					○				○					○					
山形県	西川町	西川町教育委員会　学校教育課	0237-74-2114	kyoiku@town.nishikawa.yamagata.jp	http://www.town.nishikawa.yamagata.jp/		○					○				○					○					
山形県	朝日町	朝日町教育委員会教育文化課	0237-67-3302	kanri@town.asahi.yamagata.jp	http://www.town.asahi.yamagata.jp			○							○		○								○	
山形県	大江町	大江町教育委員会　教育文化課学校教育係	0237-62-2270	kyoiku@town.oe.yamagata.jp	http://www.town.oe.yamagata.jp				○									○								
山形県	大石田町	大石田町教育委員会教育文化課学校教育グループ	0237-35-2111	kyoikushi@town.oishida.yamagata.jp	http://www.town.oishida.yamagata.jp/				○									○								
山形県	金山町	山形県金山町教育委員会教学課	0233-52-2902	gakuji@town.kaneyama.yamagata.jp	http://www.town.kaneyama.yamagata.jp				○									○								町単独で入学祝い金制度を実施しているため、入学前支給は現時点で考えていない。
山形県	最上町	最上町教育委員会教育文化課学校教育係	0233-43-2053	kyoiku@mogami.tv	http://mogami.tv/			○					○				○					○				
山形県	舟形町	教育委員会教育課学事係	0233-32-2379	gakkou@town.funagata.yamagata.jp	http://www.town.funagata.yamagata.jp/				○									○								
山形県	真室川町	教育委員会　教育課	0233-62-2337	kyouiku@town.mamurogawa.yamagata.jp	http://www.yume-net.org/		○					○				○					○					
山形県	大蔵村	教育委員会	0233-75-2323	kyouiku@vill.ohkura.yamagata.jp					○									○								
山形県	鮭川村	鮭川村教育委員会教育課教育総務係	0233-55-3051	kyou@vill.sakegawa.yamagata.jp	http://www.vill.sakeagwa.yamagata.jp/				○									○								
山形県	戸沢村	教育委員会　共育課　学校教育係	0233-72-3242	gakkyo@vill.tozawa.lg.jp					○									○								
山形県	高畠町	教育総務課	0238-52-4474	kyoiku@town.takahata.yamagata.jp	http://www.town.takahata.yamagata.jp/			○						○		○						○				
山形県	川西町	教育総務課	0238-42-6659	gakujikakari@town.kawanishi.yamagata.jp	http://ｗww.town.kawanishi.yamagata.jp/			○						○		○									○	
山形県	小国町	小国町教育委員会　教育振興課	0238-62-2141	kyouiku@town.oguni.yamagata.jp	http://www.town.oguni.yamagata.jp/				○									○								
山形県	白鷹町	白鷹町教育委員会　学校教育係	0238-85-6144	kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp	http://www.town.shirataka.lg.jp/				○									○								
山形県	飯豊町	教育総務課　学校教育振興室	0238-87-0519	i-gakkou@town.iide.yamagata.jp	http://www.town.iide.yamagata.jp/			○						○		○									○	
山形県	三川町	三川町教育委員会　教育課　学校教育係	0235-35-7022	gakuji@town.mikawa.yamagata.jp	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/		○					○				○					○					
山形県	庄内町	教育課	0234-56-3316	kyoiku@town.shonai.lg.jp	http://www.town.shonai.lg.jp/		○					○				○					○					
山形県	遊佐町	遊佐町教育委員会　教育課　総務学事係	0234-72-5891	gakuji@town.yuza.lg.jp	http://www.town.yuza.lg.jp/				○									○								

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）								（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカー等からの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
35	35	5	4	5	1	0	5	5	0	0	0	0	0	1	2	11	0	4	1	5	10	5	5	6	8	0	0	14
山形県	山形市														○										○			二重支給を防止するためには、転出先の市町村へ支給済みである旨を連絡することが必要であると考える。
山形県	米沢市															○		○							○			転出先の自治体の担当者と連絡を取り、支給状況を確認する。
山形県	鶴岡市	○	○													○									○			返還は求めず、転居先の市町村に対して支給済みである旨を連絡するような対応を行った実績はないが、転出先市町村に対し通知を行うことで、二重支給・支給漏れを防ぐことは可能と考える。
山形県	酒田市	○														○									○			転居先自治体へ支給済の連絡や、転居前に在住していた自治体へ支給の有無を確認する。
山形県	新庄市																	○		○	○							
山形県	寒河江市	○		○												○									○			・二重支給を防止するには、転出先の市町村に対して連絡すること以外にはないと思われる。 ・また、支給漏れを防ぐためには、就学予定者（小学校）の保護者に対して様々な機会をとらえて周知することが重要であるが、入学前の支給を受けなかった場合でも、入学後の受給が可能であるため特に問題はない。
山形県	上山市																											
山形県	村山市	○					○	入学説明会時に配布								○									○			転居先自治体へ支給済の連絡や、転居前に在住していた自治体へ支給の有無を確認する。
山形県	長井市			○			○	ウに該当しないものに案内を郵送している						○										○				保護者への確認および支給決定後に変更があった場合の連絡を必ずとるようにする。
山形県	天童市	○	○													○									○			就学援助の申請書に入学前支給の有無を記入してもらう。
山形県	東根市																											
山形県	尾花沢市																											
山形県	南陽市		○		○											○								○				事例は存在しないが、他市町村に転出した際には返還を求めるため、二重支給は発生しないと考える。
山形県	山辺町																											
山形県	中山町																				○	○						
山形県	河北町		○													○									○			該当するような事例はないが、市町村担当者間の綿密かつ確実な連携・連絡調整が不可欠と考える。
山形県	西川町			○												○								○				転出入の際は、他市町村と連絡を取りあい、二重給付や支給漏れが無いようにする。
山形県	朝日町																											
山形県	大江町																						○	すでに入学に係る経費の負担軽減のため、小学校６年生からの給食費を無償化しているため。				
山形県	大石田町																					○						
山形県	金山町																						○	町単独で入学祝い金制度を実施しているため、入学前支給は現時点で考えていない。				
山形県	最上町																											
山形県	舟形町																	○				○						
山形県	真室川町						○	入学通知書の送付の際に、入学前支給の案内を同封して配布。								○								○				転出先の自治体へ、支給済みである若しくは支給額を返還済みである旨を報告する。
山形県	大蔵村																			○	○	○						
山形県	鮭川村																					○	○	村の子育て支援制度として、平成３０年度より小・中学校ともに入学祝い金を支給しているため、就学援助での入学前支給は検討していない。（村内在住が条件）				
山形県	戸沢村																					○	○	前年度の収入が確定しないので、該当するかどうかの判断ができない。				
山形県	高畠町																											
山形県	川西町																											
山形県	小国町																					○	○	準要保護該当者に対する支給額は各自治体で定めているため支給額に差があり、転入出者に対しその差額をどの様に取り扱うのか整理が出来ていない。				
山形県	白鷹町																				○	○						
山形県	飯豊町																											
山形県	三川町			○			○	域外幼稚園等へ就園の家庭に対しては、直接自宅に郵送								○								○				転居先自治体へ支給済の連絡や、転居前に在住していた自治体へ支給の有無を確認する。
山形県	庄内町			○			○	域外幼稚園等へ就園の家庭に対しては、直接自宅に郵送							○									○				二重支給防止策としては、転入後の自治体との確認、調整による。 ※実際には、返還を要求した事案は無かった。
山形県	遊佐町																	○		○	○							